



学校にも働き方改革の風を ～文科省の「変形労働時間制」導入を検討にNO!を～

文科省の中央教育審議会が設置した「学校における働き方改革特別部会」の中で「変形時間労働制」導入を検討するための話し合いがすすんでいます。文科省は、「一年単位の変形時間労働制を導入する方針を固めたという事実はございません。」「今後の制度的検討をおこなう際の選択肢の一つ。」と述べていますが、今後検討していくことは否定していません。

一方自民党内では、5月の教育再生実行本部の提言文書の中で、「一年単位の変形時間労働制について、現在夏休みに行われている研修や部活動の在り方を適切に見直すなど、年間を通じて業務を削減することを前提に、導入に向けた検討を積極的に進める。」と導入を求めています。

それでは、この「変形労働時間制」導入によって、私たちの超勤は縮減されることになるのでしょうか。結論から言えば、そうはなりません！

☆一年単位の「変形時間労働制」とは

繁忙期と閑散期の、勤務時間を変えるという制度です。

繁忙期には次のような勤務になります。

- ・ 1日の労働時間の限度 10時間（法定労働時間の+2時間）
（この2時間は割増賃金が発生する残業ではなく通常の業務と同じ扱い）
※しかし給特法によって私たちにはいわゆる残業代は支払われていません。
- ・ 1週間の労働時間の限度 52時間
- ・ 連続して勤務できる日数 6日（＝週1回の休み）

閑散期は、この繁忙期の2時間分を差し引いた1日6時間の勤務となります。

☆どうして超勤縮減につながらないのか

教職員に閑散期がないからです。

2016年度の公立学校における平均学内労働時間は、次のようになっています。

- ・ 小学校教員が11時間15分
- ・ 中学校教員が11時間32分

ここには、休日の勤務と、持ち帰りの仕事時間は含まれていません。

単純な比較はできませんが、岩手県教委が発表した9月の県立学校職員1人あたりの時間外勤務は、高等学校で48.3時間 特別支援学校で19.7時間となっています。1カ月22日勤務とすれば、1日当たり高等学校では10時間超の勤務をしています。

繁忙期ばかりの学校現場の実態には、まったくそぐわない制度と言えます。

「変形時間労働制」導入は、超勤縮減につながらないばかりでなく、「1日10時間働いてもよいのだ。」という現状追認を招く懸念もあります。高教組は「変形時間労働制」の導入に反対します！